

6. 水道料金の設定

● 現行の料金体系

用途口径別： 使用する口径により受ける恩恵（時間あたりの使用可能水量）に応じた基本料金の設定【一般用】

（合併前は旧一宮市が用途別、旧尾西市・旧木曾川町が用途口径別）

公衆衛生の向上の観点から低廉な料金の設定【公衆浴場用】

使用者数、使用状況（少数・不定期）から従量料金のみ設定【臨時用】

基本水量制： 基本料金に付与される一定の水量（従量料金の発生しない水量）の設定

公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点から、すべての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保し、料金の低減を図るために導入

→基本水量未満の使用者と基本水量の使用者との料金が同じ

逦増制： 水量を多く使うほど単価の高くなる設定

使用水量の少ない使用者の水道料金の低減、過剰な水資源の使用抑制のために導入

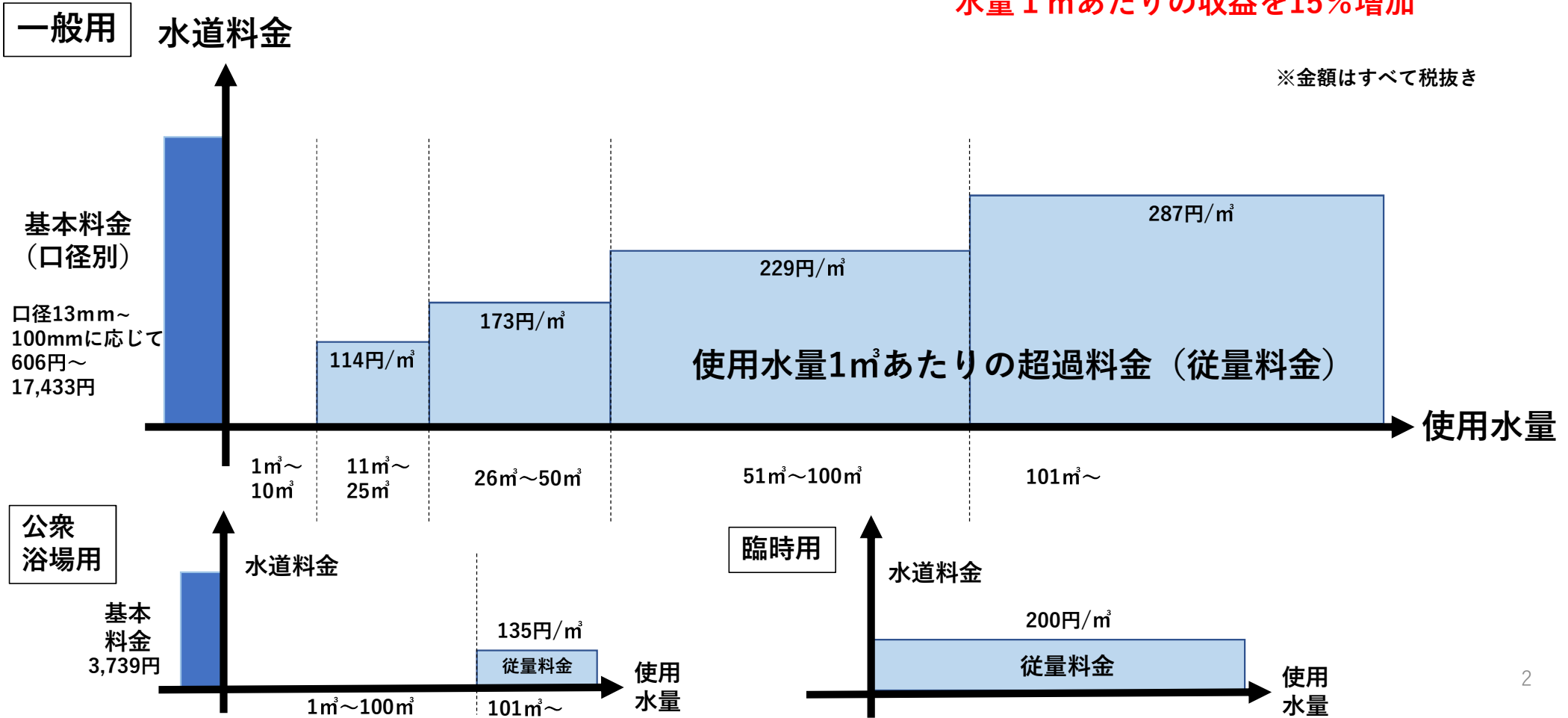
→大口使用者の負担増・収入面で大口使用者に依存

6. 水道料金の設定

現行の料金体系イメージ

改定の目標：水道料金による収入／
水量 1 m³あたりの収益を15%増加

※金額はすべて税抜き



6. 水道料金の設定(再掲)

6-3. 水道料金の改定パターン①

・一律の改定 15%

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(0)	114	(17)	173	(26)	229	(34)	287	(43)
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(0)	135	(20)	155					
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後										
			現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	200	(30) 230								

税抜き・円、○内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、○内は改定額

単身世帯 (5㎡/月 13mm)		
現行		改定後
606	▶	(91) 697
1家族世帯 (3人) (15㎡/月 13mm)		
現行		改定後
1,176	▶	(176) 1,352
2世帯など (50㎡/月 20mm)		
現行		改定後
6,646	▶	(997) 7,643
事業所など (100㎡/月 40mm)		
現行		改定後
20,415	▶	(3,045) 23,460

目標とする収益を
基本料金で30.1%
超過料金で69.9%
で賄う

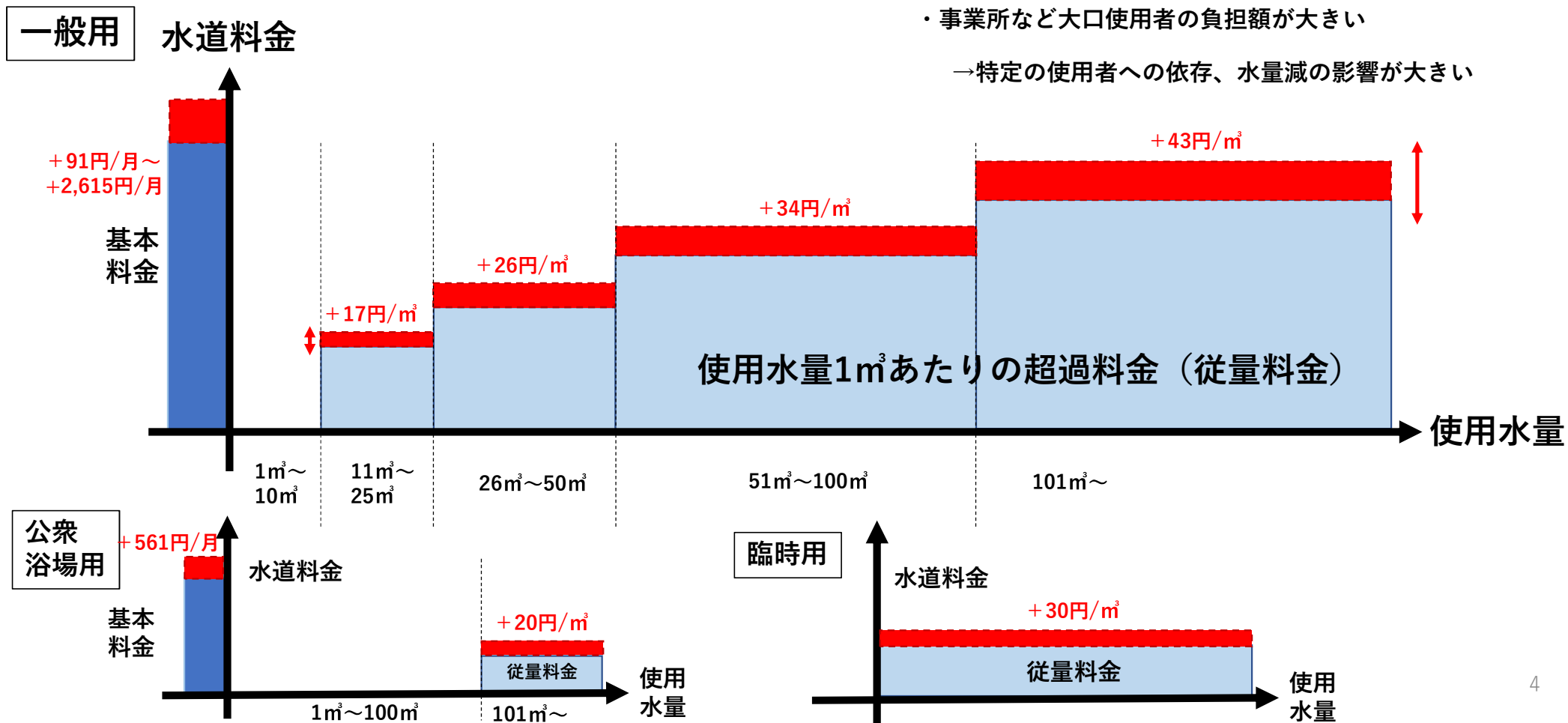
(従量水量別)

0-10 ³	0%
11-25 ³	35.4%
26-50 ³	15.6%
51-100 ³	4.5%
101 ³ -	14.4%

水道料金改定パターン①

料金表すべての単価に一律15%の改定

- ・すべての使用者に15%の負担増
- ・事業所など大口使用者の負担額が大きい
→特定の使用者への依存、水量減の影響が大きい



6. 水道料金の設定(再掲)

6-3. 水道料金の改定パターン②

- 基本料金定率15%
- 従量料金定額13円

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(13) 13	114	(13) 127	173	(13) 186	229	(13) 242	287	(13) 300
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(13) 13	135	(13) 148						
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	0	(0) 0	200	(13) 213								

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の水道料金

単身世帯 (5m ³ /月 13mm)		
現行	▶	改定後
606		(156) 762
1家族世帯 (3人) (15m ³ /月 13mm)		
現行	▶	改定後
1,176		(286) 1,462
2世帯など (50m ³ /月 20mm)		
現行	▶	改定後
6,646		(742) 7,388
事業所など (100m ³ /月 40mm)		
現行	▶	改定後
20,415		(1,740) 22,155

税抜き・円、()内は改定額

目標とする収益を
基本料金で30.0%
超過料金で70.0%
で賄う

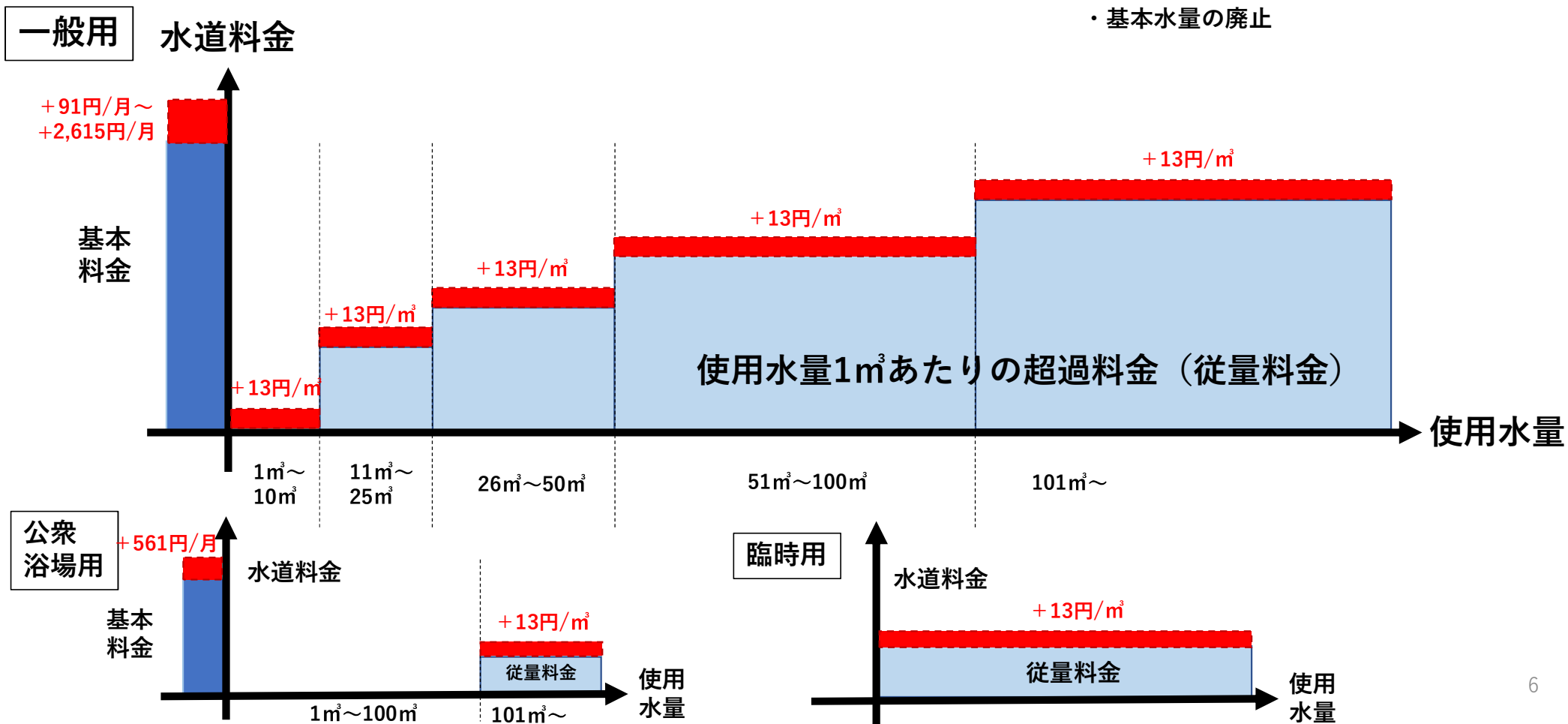
(従量水量別)

0-10m ³	3.9%
11-25m ³	34.2%
26-50m ³	14.6%
51-100m ³	4.1%
101m ³ -	13.2%

水道料金改定パターン②

基本料金：15%増、従量料金：一律13円増

- ・ 使用水量あたり増加額が一定
- ・ 基本水量の廃止



6. 水道料金の設定(再掲)

6-3. 水道料金の改定パターン③

- 基本料金定率15%
- 従量料金 低料金帯側(0-10,11-25)の定額15円

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(91) 697										
20ミリ	611	(92) 703										
25ミリ	977	(147) 1,124										
30ミリ	1,465	(220) 1,685	0	(15) 15	114	(15) 129	173	(0) 173	229	(0) 229	287	(0) 287
40ミリ	2,930	(440) 3,370										
50ミリ	4,102	(615) 4,717										
75ミリ	10,255	(1,538) 11,793										
100ミリ以上	17,433	(2,615) 20,048										
公衆浴場用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(561) 4,300	0	(15) 15	135	(15) 150						
臨時用	基本料金		超過料金 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後										
			現行	改定後								
	0	(0) 0	200	(15) 215								

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の水道料金

税抜き・円、()内は改定額

単身世帯 (5㎡/月 13mm)		
現行		改定後
606	➤	(166) 772
1家族世帯 (3人) (15㎡/月 13mm)		
現行		改定後
1,176	➤	(316) 1,492
2世帯など (50㎡/月 20mm)		
現行		改定後
6,646	➤	(467) 7,113
事業所など (100㎡/月 40mm)		
現行		改定後
20,415	➤	(815) 21,230

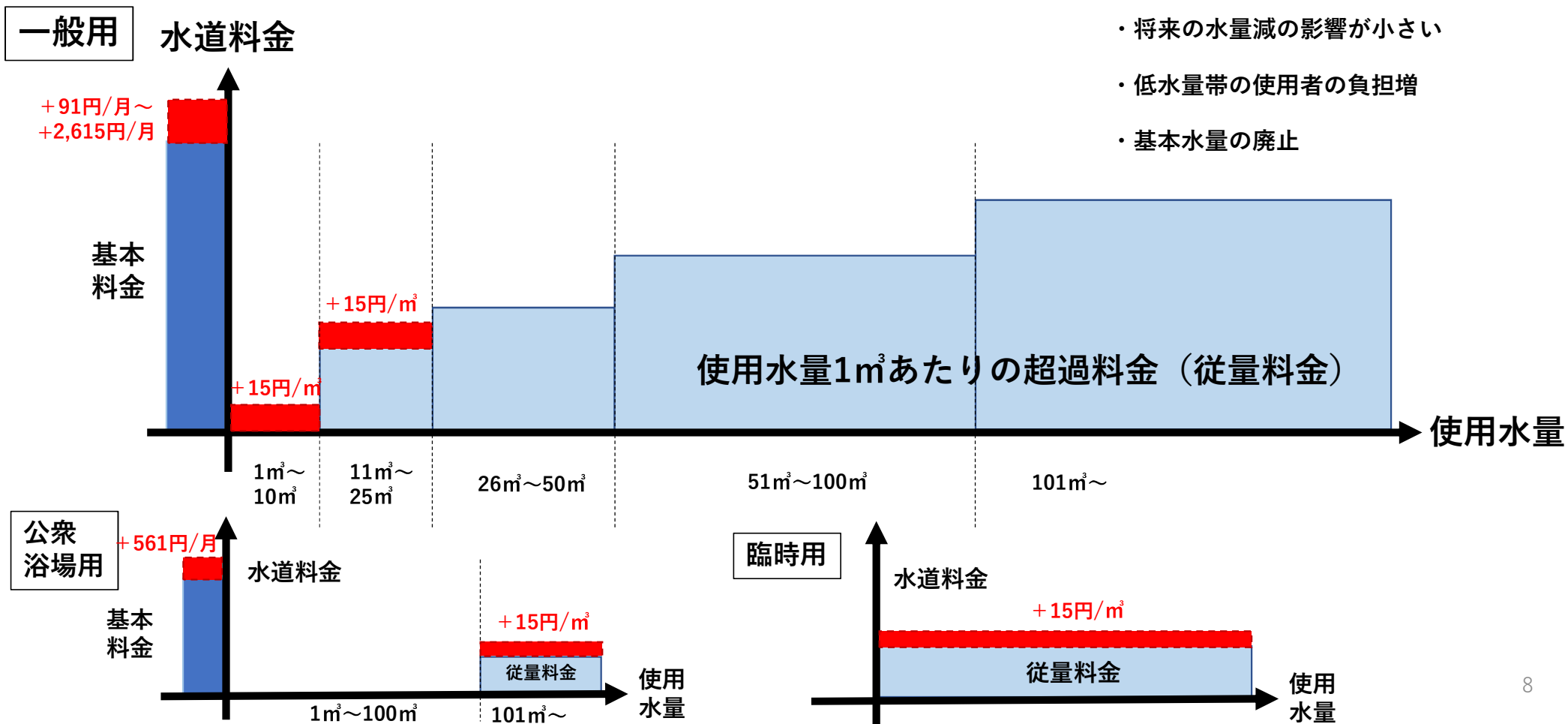
目標とする収益を
基本料金で30.1%
超過料金で69.9%
で賄う

(従量水量別)

0-10 ³	4.5%
11-25 ³	34.9%
26-50 ³	13.8%
51-100 ³	4.0%
101 ³ -	12.7%

水道料金改定パターン③

基本料金：15%増、低水量帯の従量料金のみ改定（0~10m³/11~25円：15円）



6. 水道料金の設定(再掲)

6-1. 料金算定の基本的な考え方

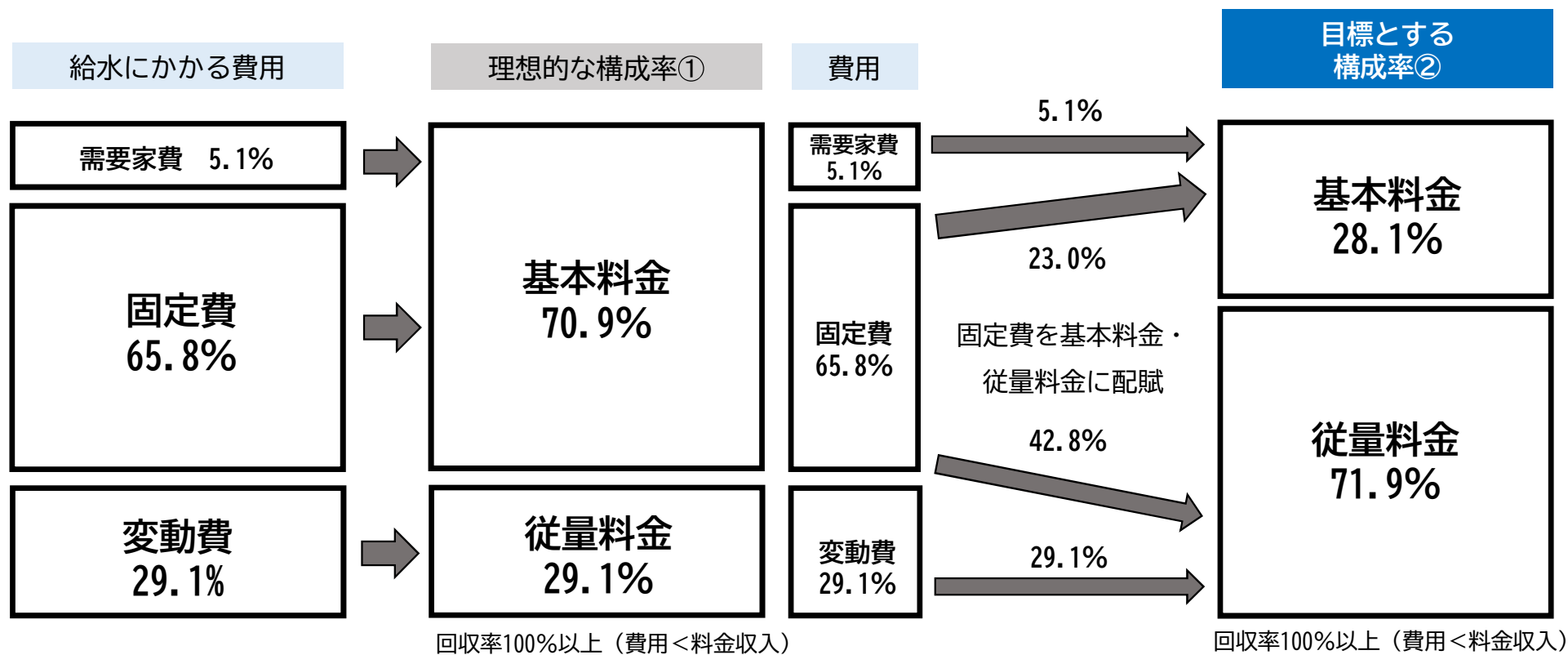
令和6年度から令和10年度までの5年間発生する費用

給水にかかる費用	
料金算定費用 (水道料金で徴収 すべき費用) 236億4,660万円	需要家費 (水道料金の徴収にかかる費用：徴収業務の委託料など) 12億1,197万円 料金算定費用の5.1%
	固定費 (水道の使用量にかかわらず発生する費用：人件費・施設の修繕費・減価償却費など) 155億5,626万円 料金算定費用の65.8%
	変動費 (水道の使用量に関連して発生する費用：電力料などの動力費・浄水のための薬品費・受水費など) 68億7,837万円 料金算定費用の29.1%

6. 水道料金の設定

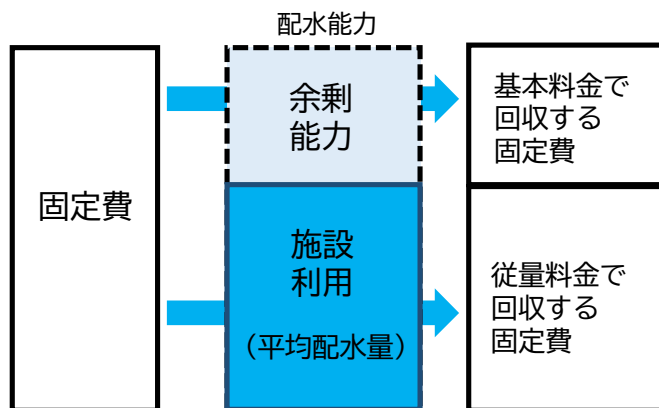
6-1-1. 料金算定の考え方

- ・それぞれの経費の性質により、基本料金と従量（超過）料金にわけて料金を徴収して経費を回収する。
 - ・需要家費、固定費を全額基本料金でまかなおうとする場合（①）、高額な基本料金設定が必要となる。
- 一宮市としては固定費を施設利用分（施設の配水能力に対する平均配水量）を従量料金、余剰能力分を基本料金に分ける（②）



6. 水道料金の設定

6-1-1. 料金算定の考え方



固定費を施設配水能力のうち施設利用分（65.0%令和4年度実績）、余剰能力分で配賦

※固定費（全体経費のうち65.8%）

施設維持・運転に必要な余剰能力分の固定費→基本料金により全使用者より徴収

→固定費65.8%×余剰能力分35.0%=基本料金分（全体経費のうち23.0%）

施設利用分の固定費→水の使用に応じて従量料金で徴収

→固定費65.8%×施設利用分65.0%=従量料金分（全体経費のうち42.8%）

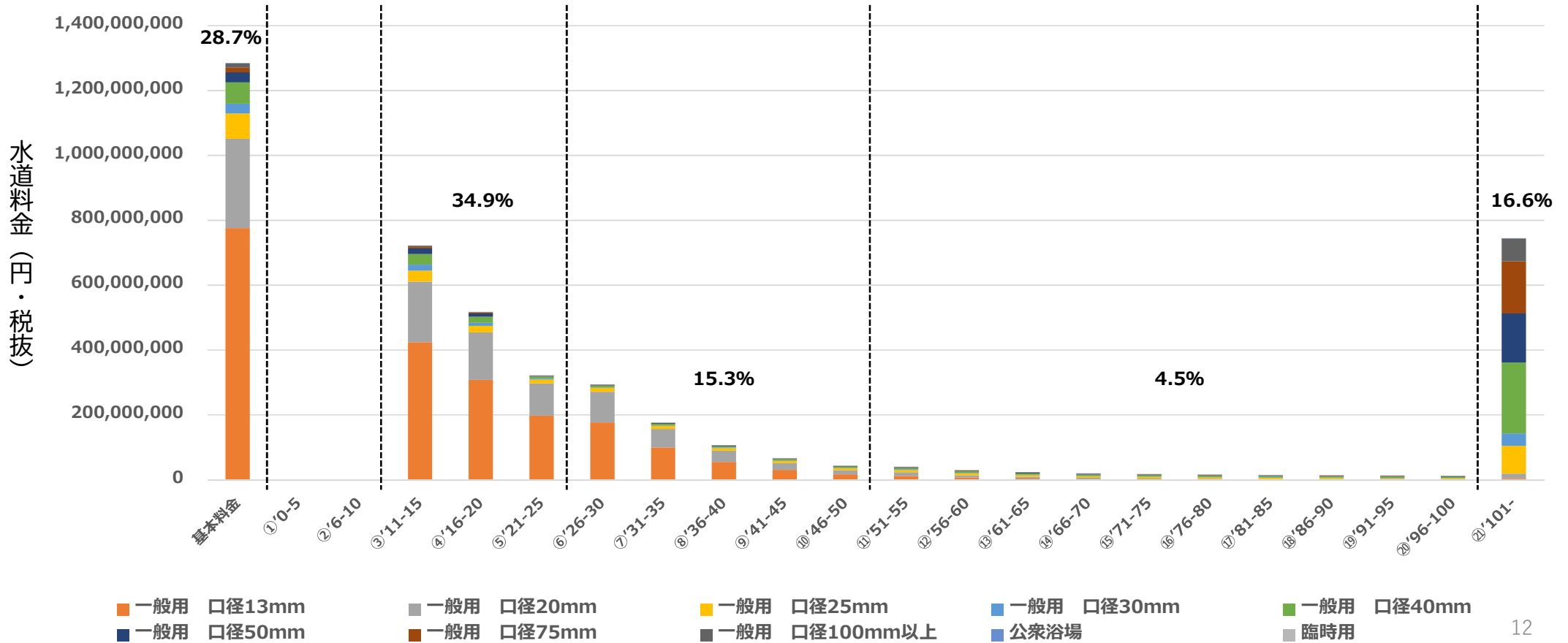
同様の算定・・・羽島市、豊田市

団体	一宮市	稲沢市	羽島市	春日井市	小牧市	津島市	豊橋市	豊田市	名古屋市
直近の料金設定 (改定予定)	(令和6年)	平成16年10月	平成31年4月	平成26年4月	平成8年4月	平成5年4月	昭和59年4月	令和6年4月	平成22年9月
料金設定時の需要家費	5.1%	-	9.5%	7.1%	不明・未回答	不明・未回答	不明・未回答	2.0%	不明・未回答
固定費	65.8%	73.8%	82.4%	74.8%	不明・未回答	不明・未回答	不明・未回答	89.0%	不明・未回答
変動費	29.1%	26.2%	8.1%	18.1%	不明・未回答	不明・未回答	不明・未回答	9.0%	不明・未回答
料金設定時の基本料金	(28.1%)	21.7%	37.8%	32.3%	不明・未回答	不明・未回答	不明・未回答	31.5%	不明・未回答
従量料金	(71.9%)	78.3%	62.2%	67.7%	不明・未回答	不明・未回答	不明・未回答	68.5%	不明・未回答
現行料金での基本料金	28.7%	27.5%	37.5%	26.9%	12.2%	31.1%	48.7%	25.6%	30.6%
現行料金での従量料金	71.3%	72.5%	62.5%	73.1%	87.8%	68.2%	51.3%	74.4%	69.4%

6. 水道料金の設定(再掲)

6-2. 水道の使用状況(料金)

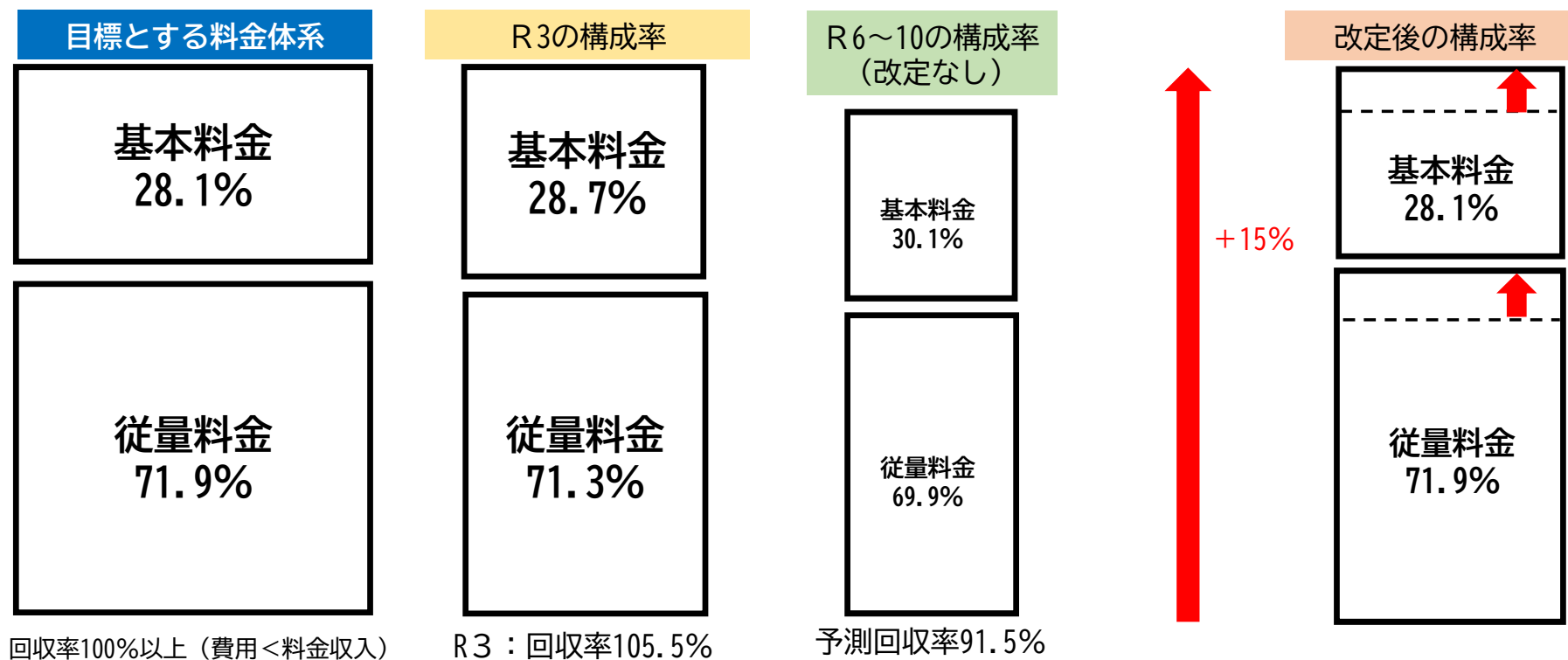
1か月あたりの水道料金=基本料金+使用水量当たりの超過料金



6. 水道料金の設定

6-1-2. 現行の料金体系と将来の料金体系

- ・人口の減少見込みにより将来の水量も減少が見込まれ、現行の料金では費用の回収ができなくなる。
(世帯数の増加と、全体的な使用水量の減少傾向から、基本料金と従量料金の構成率が変化する見込み)
- ・基本料金、従量料金のどちらを、どれだけ改定(値上げ)するか/現在の使用者の料金がどれだけ上がるか
→水量の減少見込みのなかで目標とする料金体系(費用の回収、基本料金と従量料金のバランス)の実現を目指す



6. 水道料金の設定

6-3. 水道料金の改定パターン④

- ・基本料金定率7%
- ・従量料金定額15円

●改定後の料金表

一般用	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～100		101～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
口径												
13ミリ	606	(42) 648										
20ミリ	611	(43) 654										
25ミリ	977	(68) 1,045										
30ミリ	1,465	(103) 1,568	0	(15) 15	114	(15) 129	173	(15) 188	229	(15) 244	287	(15) 302
40ミリ	2,930	(205) 3,135										
50ミリ	4,102	(287) 4,389										
75ミリ	10,255	(718) 10,973										
100ミリ以上	17,433	(1,220) 18,653										
公衆浴場用	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	～100		101～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	3,739	(262) 4,001	0	(15) 15	135	(15) 150						
臨時用	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき 円）									
	現行	改定後	現行	改定後								
	0	(0) 0	200	(15) 215								

税抜き・円、○内は改定額

●改定後の水道料金

		税抜き・円、○内は改定額	
単身世帯（5㎡/月 13mm）			
現行		改定後	
606	➤	(117) 723	
1家族世帯（3人）（15㎡/月 13mm）			
現行		改定後	
1,176	➤	(267) 1,443	
2世帯など（50㎡/月 20mm）			
現行		改定後	
6,646	➤	(793) 7,439	
事業所など（100㎡/月 40mm）			
現行		改定後	
20,415	➤	(1,705) 22,120	

目標とする収益を
基本料金で28.3%
超過料金で71.7%
で賄う

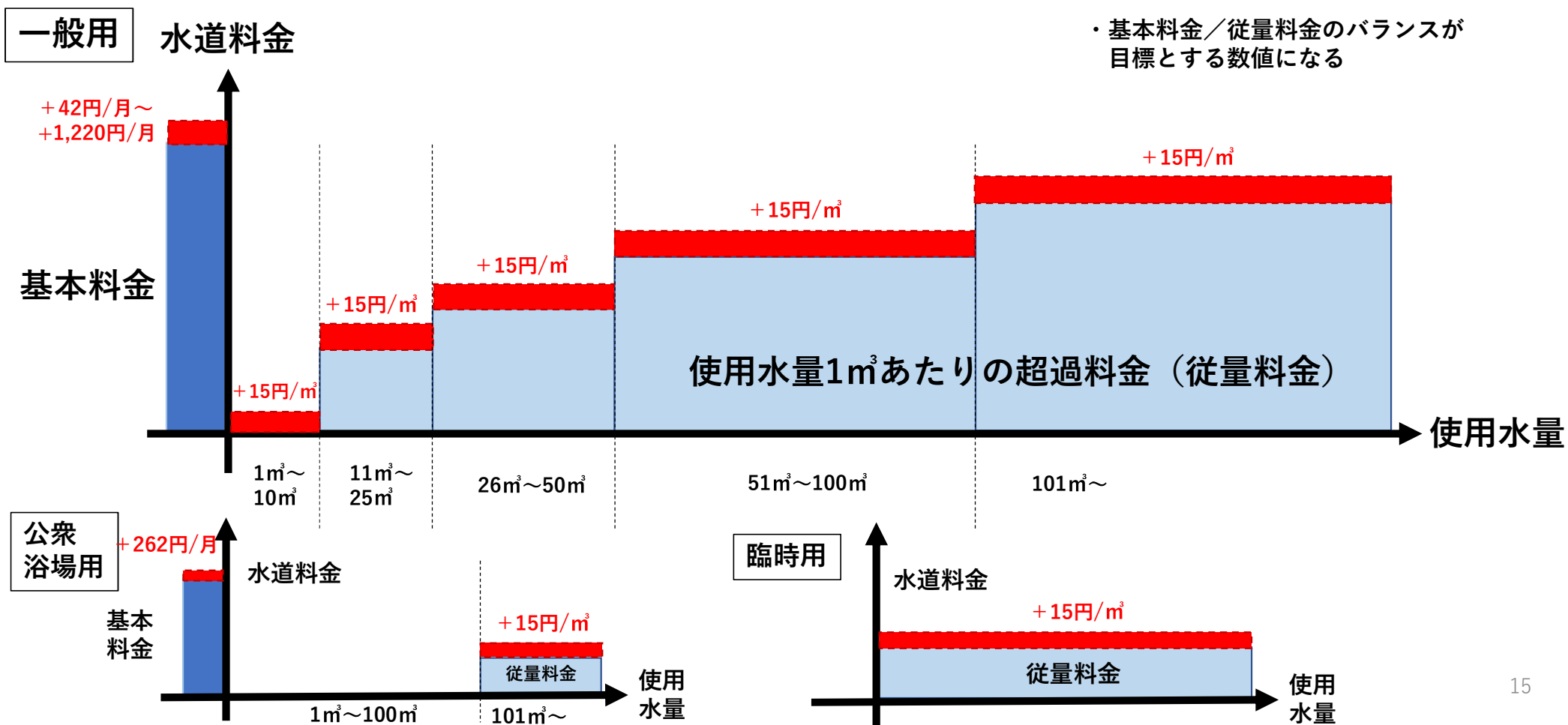
（従量水量別）

0-10m ³	4.5%
11-25m ³	34.9%
26-50m ³	14.8%
51-100m ³	4.2%
101m ³ -	13.3%

水道料金改定パターン④

基本料金：7%増、従量料金：一律15円増

- ・使用水量あたり増加額が一定
- ・基本料金／従量料金のバランスが目標とする数値になる



水道料金改定パターン

パターン比較

パターン	基本料金/従量料金 構成率	基本水量	基本料金	従量料金	特徴
①	基本料金 30.1% 従量料金 69.9%	10m ³	定率15%	定率15%	<ul style="list-style-type: none"> ・大口使用者ほど1m³あたりの増加額が大きい ・①~③のなかで人口減少（1世帯あたり水量減少）の影響が大きい。大口使用者の使用状況の影響も大きい
②	30.0% 70.0%	なし	〃	定額13円/m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・1m³あたりの増加額が一定
③	30.1% 69.9%	〃	〃	0~25m ³ : 15円/m ³ 25m ³ ~ : 改定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・増加額に上限（最大375円/月） ・①~③のなかで人口減少（1世帯あたり水量減少）の影響が小さく経営面で安定
④	28.3% 71.7%	〃	定率7%	定額15円/m ³	<ul style="list-style-type: none"> ・特徴は②と同じ。口径13mmで使用水量24m³までは②より安い

7. 下水道使用料の設定

●現行の使用料体系

基本水量制：H29の改定で廃止

逡増制：水道と同様

用途別：下水道は主に自然流下で下水を排除するため、管の太さによって受ける恩恵の差が少ない。一定の基本使用料の設定【一般用】

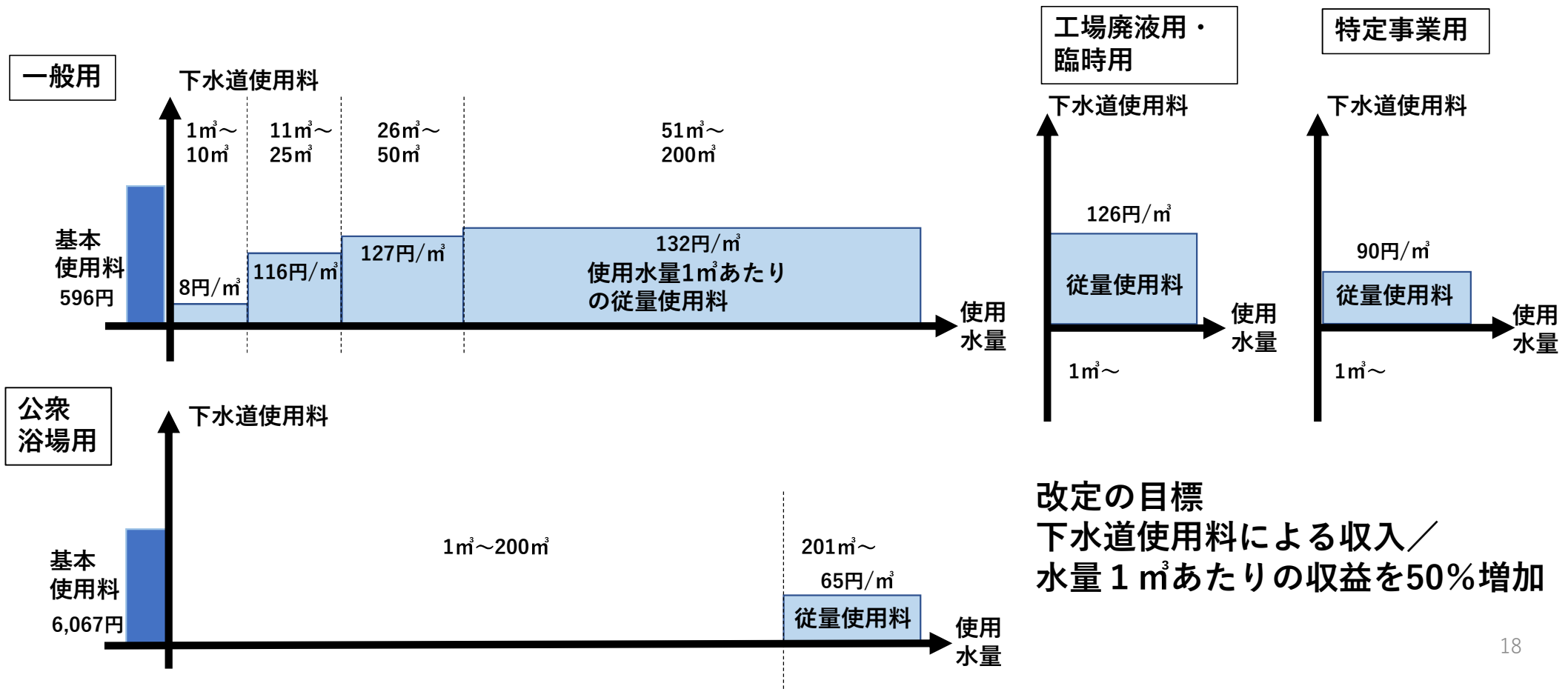
公衆衛生の向上の観点から低廉な使用料の設定【公衆浴場用】

従量使用料のみ設定【臨時用・工場廃液用※・特定事業用※】

※特定事業用（旧特定公共下水道）の使用料の徴収開始時期から従量使用料のみ設定
工場廃液用は昭和46年度に特定公共下水道の使用料と同じ使用料体系に改定

7. 下水道使用料の設定

現行の使用料体系イメージ



7. 下水道使用料の設定(再掲)

7-3. 下水道使用料の改定パターン①

・一律の改定 R6 : 25%, R8 : 20% → 1.25 × 1.2 = 1.5

●改定後の料金表

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～			
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後		
	596	(298) 894	8	(4) 12	116	(58) 174	127	(64) 191	132	(66) 198		
公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	～200		201～							
			現行	改定後	現行	改定後						
	6,067	(3,034) 9,101	0	(0) 0	65	(32) 97						
臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	現行	改定後								
	0	(0) 0	126	(63) 189								
工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	現行	改定後								
	0	(0) 0	126	(63) 189								
特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)									
	現行	改定後	現行	改定後								
	0	(0) 0	90	(45) 135								

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の下水道使用料

一般用 単身世帯 (5 m ³ /月)		
現行		改定後
636	▶	(318) 954
一般用 1家族世帯 (3人) (15 m ³ /月)		
現行		改定後
1,256	▶	(628) 1,884
一般用 2世帯など (50 m ³ /月)		
現行		改定後
5,591	▶	(2,808) 8,399
事業所用 一般区域・工場など (1000 m ³ /月)		
現行		改定後
126,000	▶	(63,000) 189,000
事業所用 一般区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
1,260,000	▶	(630,000) 1,890,000
事業所用 特定区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
900,000	▶	(450,000) 1,350,000

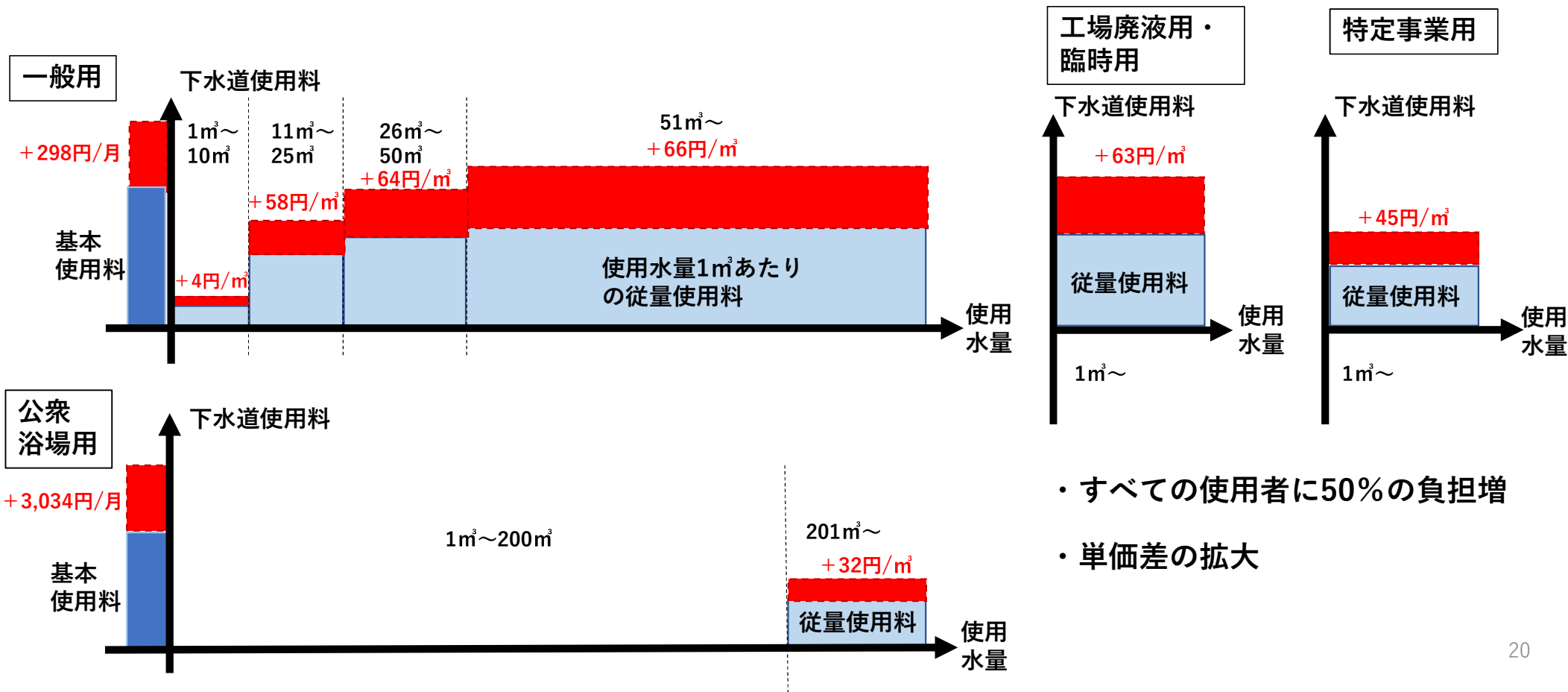
税抜き・円、()内は改定額

目標とする収益を
基本使用料で28.3%
従量使用料で71.7%
で賄う
(従量水量別)

0-10m ³	3.3%
11-25m ³	33.2%
26-50m ³	9.1%
51-200m ³	5.5%
201m ³ -	20.6%

下水道使用料改定パターン①

すべての単価に一律R6:25%、R8:20%の改定



7. 下水道使用料の設定(再掲)

7-3. 下水道使用料の改定パターン②

・一般用
 基本使用料R6:25% R8:20%
 従量使用料R6:18円 R8:15円 定額

・公衆浴場R6:10% R8:5%
 ・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
 ・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の下水道使用料

税抜き・円、○内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(298) 894	8	(33) 41	116	(33) 149	127	(33) 160	132	(33) 165

公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～200		201～	
			現行	改定後	現行	改定後
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76

臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	126	(34) 160

工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	126	(34) 160

特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	90	(45) 135

税抜き・円、○内は改定額

一般用 単身世帯 (5㎡/月)	現行	改定後
	636	(463) 1,099

一般用 1家族世帯 (3人) (15㎡/月)	現行	改定後
	1,256	(793) 2,049

一般用 2世帯など (50㎡/月)	現行	改定後
	5,591	(1,948) 7,539

事業所用 一般区域・工場など (1000㎡/月)	現行	改定後
	126,000	(34,000) 160,000

事業所用 一般区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	1,260,000	(340,000) 1,600,000

事業所用 特定区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	900,000	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
 基本使用料で28.3%
 従量使用料で71.7%
 で賄う
 (従量水量別)

0-10 ³ m	9.5%
11-25 ³ m	29.8%
26-50 ³ m	8.0%
51-200 ³ m	4.8%
201 ³ m-	19.6%

下水道使用料改定パターン②

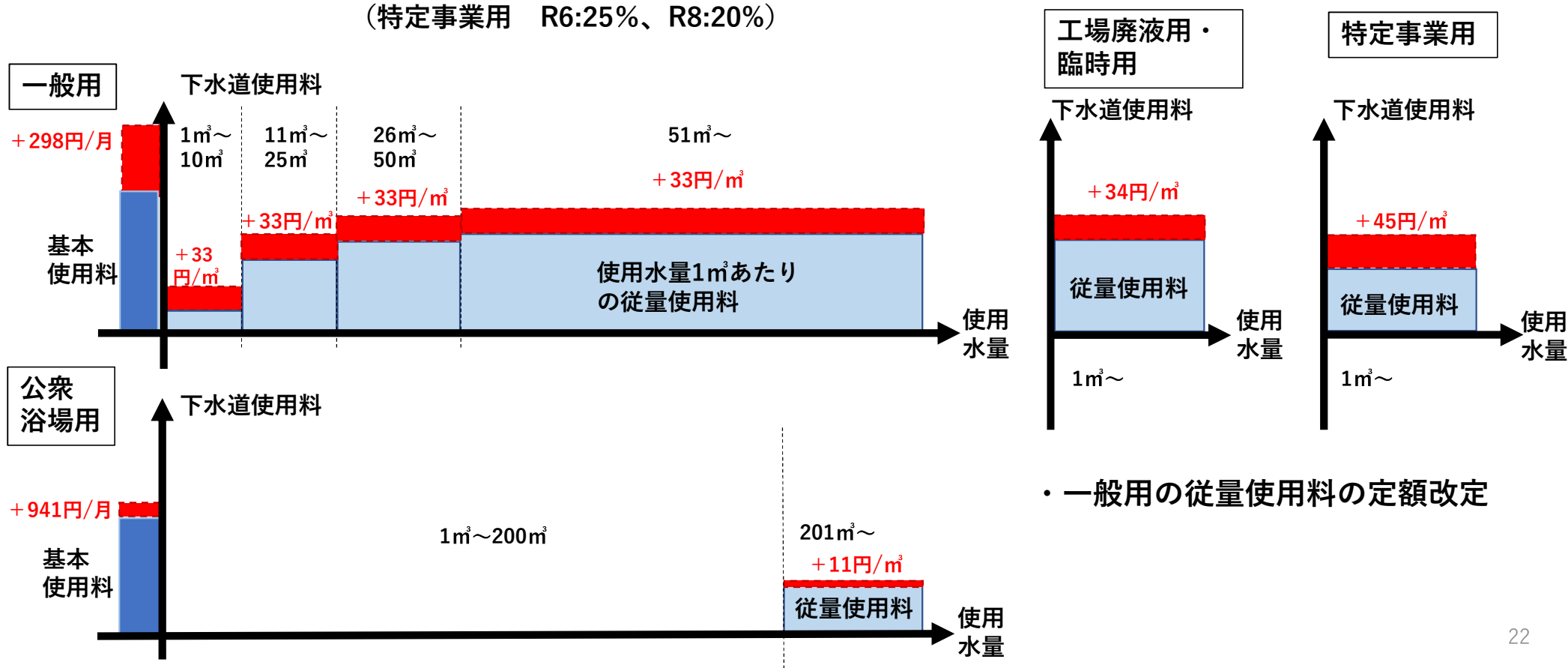
用途別に改定

(一般用 基本使用料 R6:25%、R8:20%/従量使用料 R6:18円 R8:15円定額)

(公衆浴場用 R6:10%、R8:5%)

(工場廃液用・臨時用 R6:15%、R8:10%)

(特定事業用 R6:25%、R8:20%)



7. 下水道使用料の設定(再掲)

7-3. 下水道使用料の改定パターン③

・一般用
基本使用料 R6:77% R8:41%

・公衆浴場R6:10% R8:5%
・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の料金表

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(892) 1,488	8	(0) 8	116	(0) 116	127	(0) 127	132	(0) 132

公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～200		201～	
			現行	改定後	現行	改定後
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76

臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～10		11～25	
			現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	126	(34) 160		

工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～10		11～25	
			現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	126	(34) 160		

特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～10		11～25	
			現行	改定後	現行	改定後
	0	(0) 0	90	(45) 135		

税抜き・円、()内は改定額

●改定後の下水道使用料

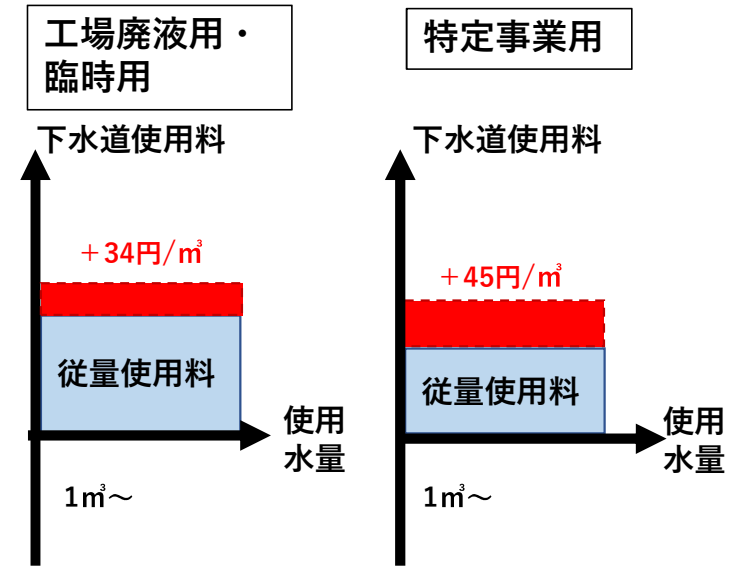
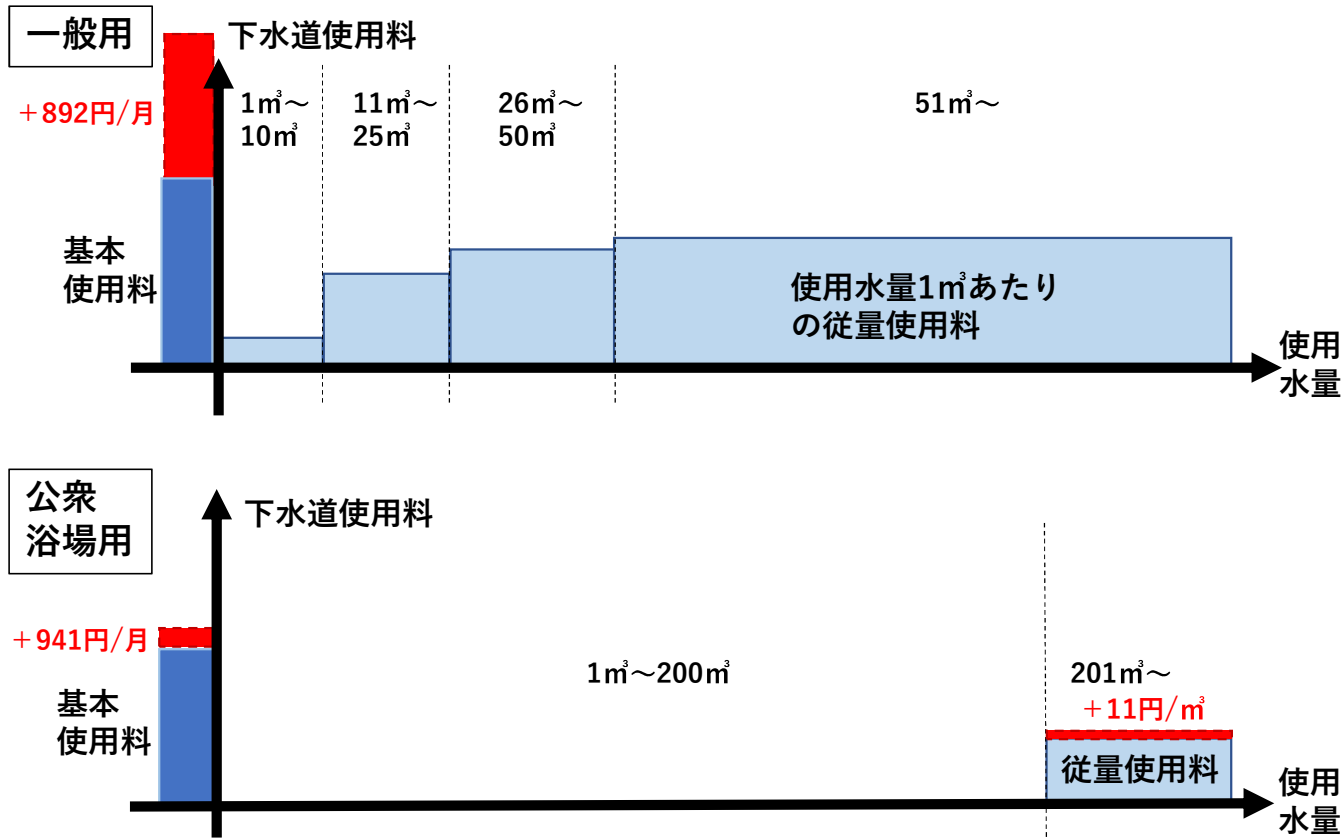
税抜き・円、()内は改定額

一般用 単身世帯 (5㎡/月)	現行	改定後
	636	(892) 1,528
一般用 1家族世帯 (3人) (15㎡/月)	現行	改定後
	1,256	(892) 2,148
一般用 2世帯など (50㎡/月)	現行	改定後
	5,591	(892) 6,483
事業所用 一般区域・工場など (1000㎡/月)	現行	改定後
	126,000	(34,000) 160,000
事業所用 一般区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	1,260,000	(340,000) 1,600,000
事業所用 特定区域・工場など (10000㎡/月)	現行	改定後
	900,000	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で42.8%
従量使用料で57.2%
で賄う
(従量水量別)
0-10m³ 2.5%
11-25m³ 24.9%
26-50m³ 6.8%
51-200m³ 4.2%
201m³- 18.8%

下水道使用料改定パターン③

基本使用料のみR6:70%、R8:70%の改定 (1.7×1.7=2.89倍)



- ・ 将来の水量減少の影響が最も小さい
 - ・ 一般用・公衆浴場用のみ負担増
- 一般用 1,126円/月
- 公衆浴場用 11,467円/月
- (工場廃液用・臨時用・特定事業用に基本使用料が設定されていないため)

7. 下水道使用料の設定(再掲)

7-3. 下水道使用料の改定パターン④

・一般用
従量使用料 R6:26円 R8:24円 定額

・公衆浴場R6:10% R8:5%
・工場廃液・臨時用R6:15% R8:10%
・特定事業用R6:25% R8:20%

●改定後の料金表

●改定後の下水道使用料

税抜き・円、()内は改定額

一般用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)							
	現行	改定後	～10		11～25		26～50		51～	
			現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後
	596	(0) 596	8	(50) 58	116	(50) 166	127	(50) 177	132	(50) 182

公衆浴場用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)			
	現行	改定後	～200		201～	
			現行	改定後	現行	改定後
	6,067	(941) 7,008	0	(0) 0	65	(11) 76

臨時用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
			0	(0) 0

工場廃液用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
			0	(0) 0

特定事業用	基本使用料		従量使用料 (1立方メートルにつき 円)	
	現行	改定後	現行	改定後
			0	(0) 0

税抜き・円、()内は改定額

一般用 単身世帯 (5 m ³ /月)		
現行		改定後
636	▶	(250) 886

一般用 1家族世帯 (3人) (15 m ³ /月)		
現行		改定後
1,256	▶	(750) 2,006

一般用 2世帯など (50 m ³ /月)		
現行		改定後
5,591	▶	(2,500) 8,091

事業所用 一般区域・工場など (1000 m ³ /月)		
現行		改定後
126,000	▶	(34,000) 160,000

事業所用 一般区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
1,260,000	▶	(340,000) 1,600,000

事業所用 特定区域・工場など (10000 m ³ /月)		
現行		改定後
900,000	▶	(450,000) 1,350,000

目標とする収益を
基本使用料で21.2%
従量使用料で78.8%
で賄う
(従量水量別)

0-10m ³	12.9%
11-25m ³	32.1%
26-50m ³	8.6%
51-200m ³	5.2%
201m ³ -	20.0%

下水道使用料改定パターン④

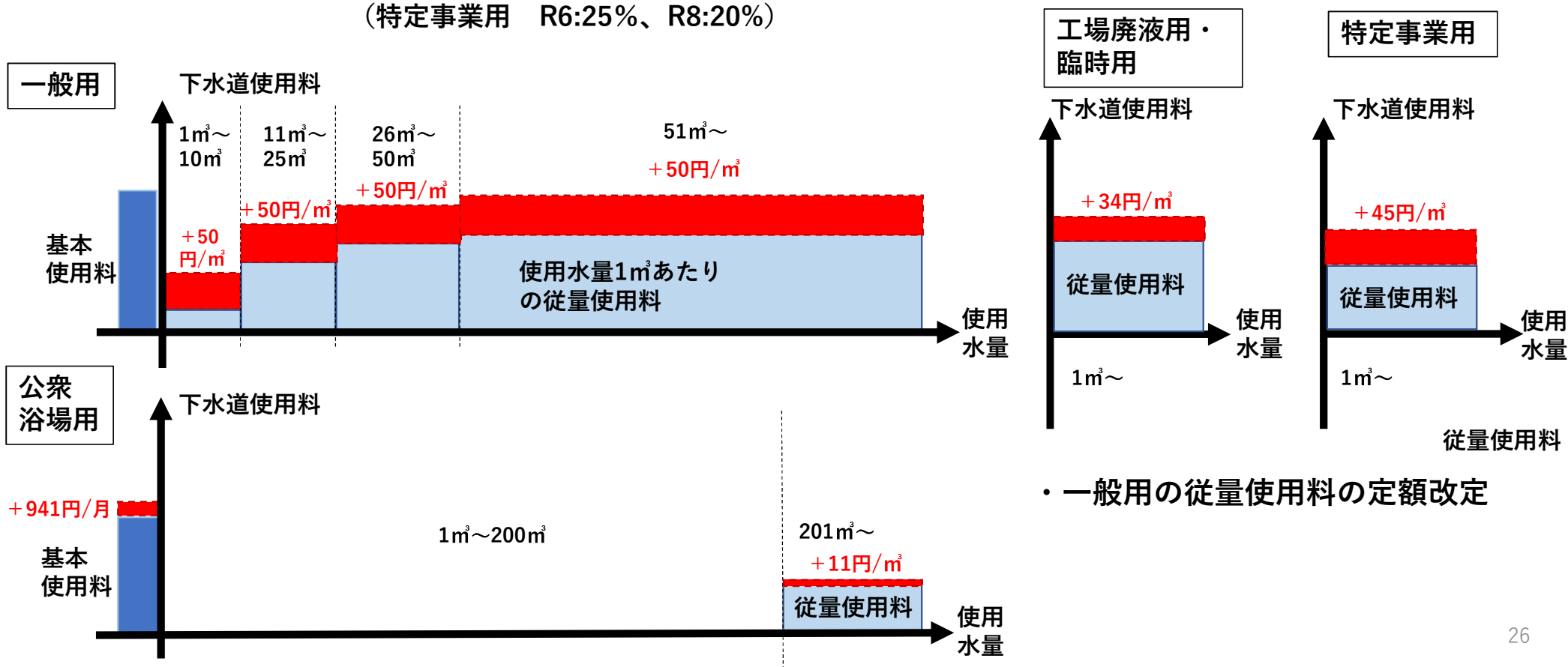
用途別に改定

(一般用 従量使用料 R6:26円 R8:24円定額)

(公衆浴場用 R6:10%、R8:5%)

(工場廃液用・臨時用 R6:15%、R8:10%)

(特定事業用 R6:25%、R8:20%)



7. 下水道使用料の設定(再掲)

7-1. 使用料算定の基本的な考え方

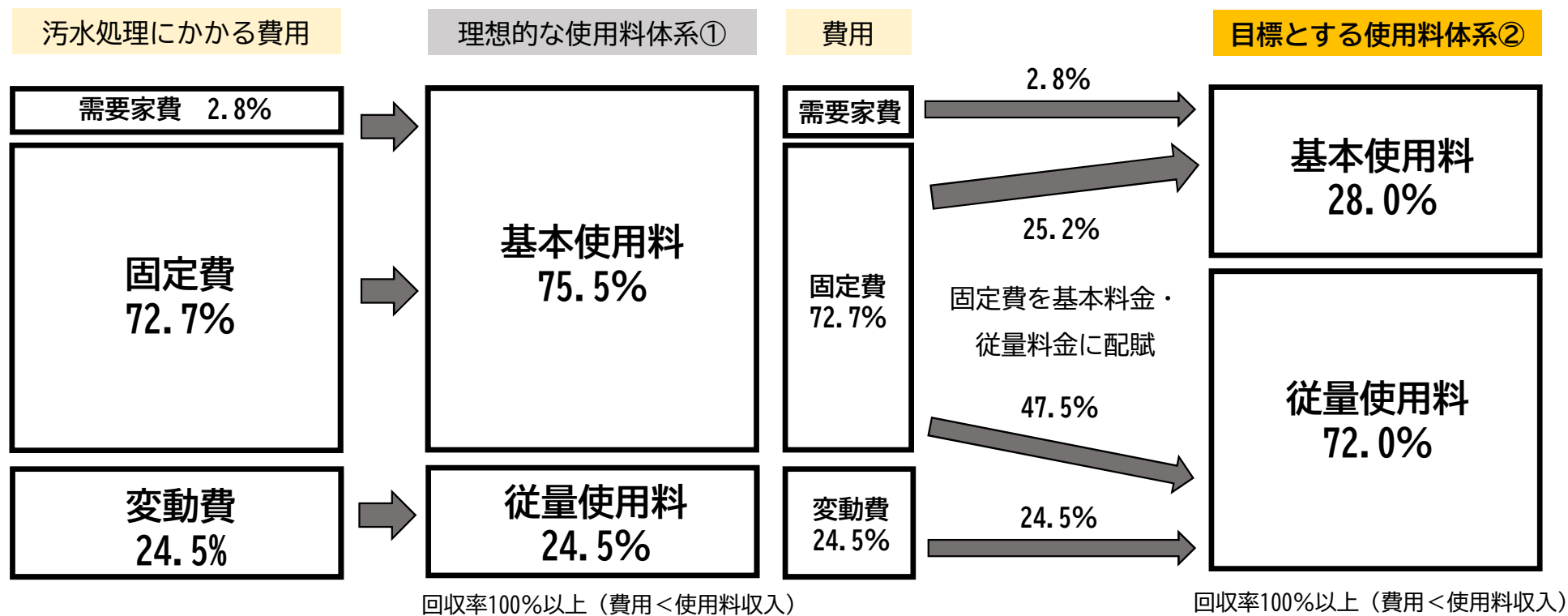
令和6年度から令和10年度までの5年間発生する費用

汚水処理にかかる費用	
使用料算定費用 (下水道使用料 で徴収すべき 費用) 210億1,108万円	需要家費 (下水道使用料の徴収にかかる費用：徴収業務の委託料など) 5億8,190万円 使用料算定費用の2.8%
	固定費 (下水道の使用量にかかわらず発生する費用：人件費・施設の修繕費・減価償却費など) 152億8,156万円 使用料算定費用の72.7%
	変動費 (下水道の使用量に関連して発生する費用：電力料などの動力費・処理のための薬品費・県流域下水道管理費負担金など) 51億4,762万円 使用料算定費用の24.5%

7. 下水道使用料の設定

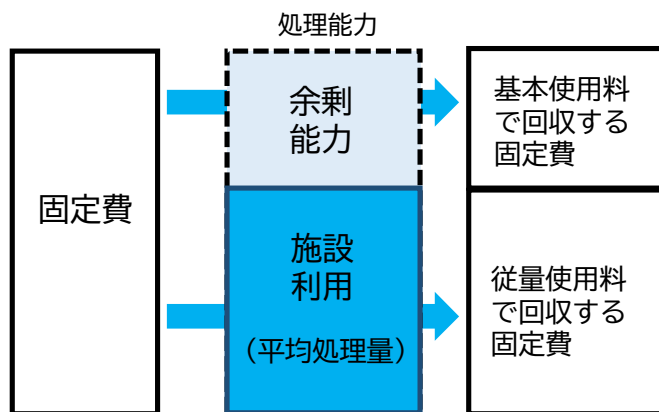
7-1-1. 使用料算定の考え方

- それぞれの経費の性質により、基本使用料と従量使用料にわけて使用料を徴収して経費を回収する。
- 需要家費、固定費を全額基本使用料で徴収しようとする場合(①)、高額な基本使用料設定が必要となる。
- 一宮市としては固定費を施設利用分(施設の汚水処理能力に対する平均汚水処理量)を従量料金、余剰能力分を基本料金に分ける(②)



7. 下水道使用料の設定

7-1-1. 使用料算定の考え方



固定費を施設の計画（污水）処理能力に対する施設利用分（65.3%令和4年度実績）、余剰能力分で配賦

※固定費（全体経費のうち72.7%）

施設維持・運転に必要な余剰能力分の固定費→基本使用料により全使用者より徴収

→固定費72.7%×余剰能力分34.7%=基本使用料分（全体経費のうち25.2%）

施設利用分の固定費→水の使用に応じて従量使用料で徴収

→固定費72.7%×施設利用分65.3%=従量使用料分（全体経費のうち47.5%）

団体	一宮市	稲沢市	羽島市	小牧市	津島市	豊橋市	豊田市	名古屋市
直近の使用料設定 (改定予定)	(令和6年)	平成17年4月	令和5年1月	平成8年4月	平成5年4月	昭和59年4月	令和6年4月	平成22年9月
現行料金での基本使用料	25.7%	40.0%	37.0%	35.6%	43.4%	28.2%	29.8%	29.0%
現行料金での従量使用料	74.3%	60.0%	63.0%	64.4%	56.6%	71.8%	70.2%	71.0%

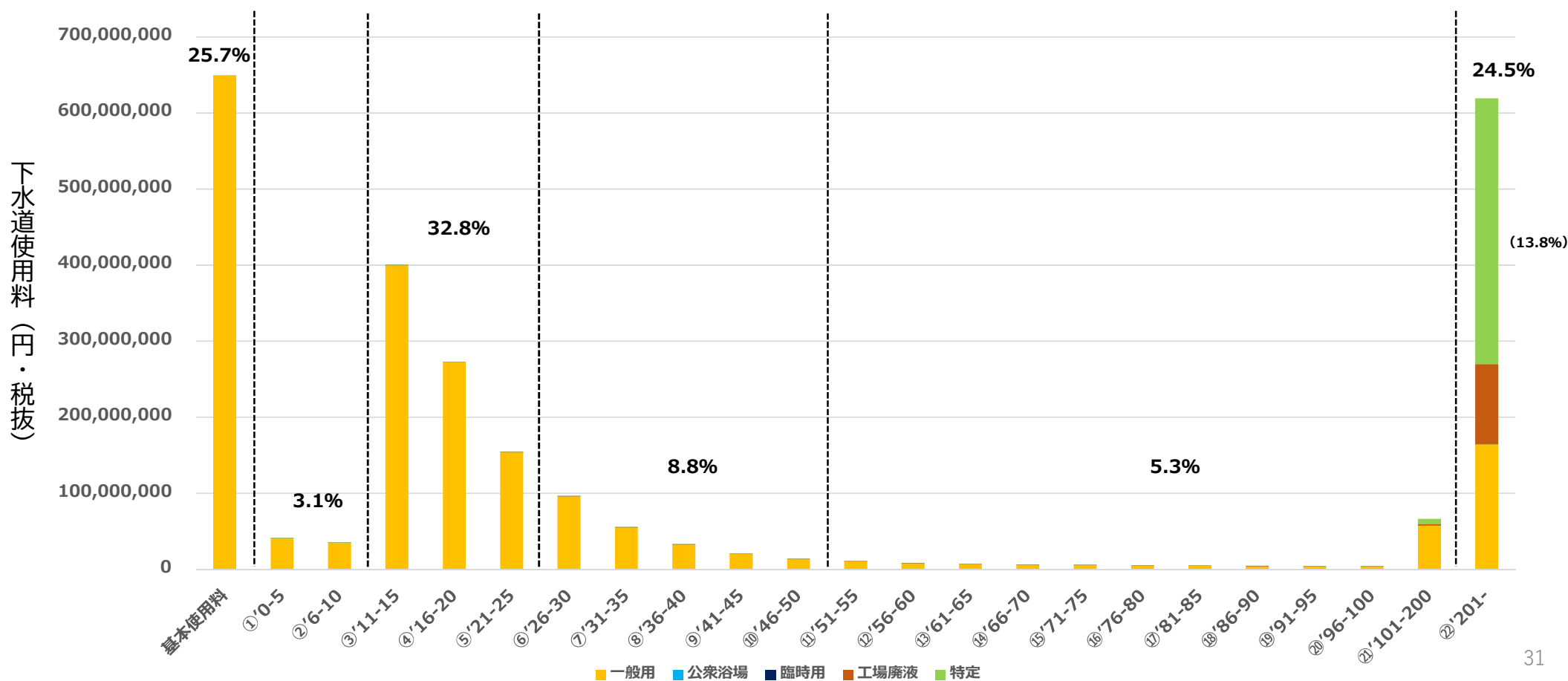
他市の水洗化率について

団体	一宮市	稲沢市	羽島市	小牧市	津島市	豊橋市	豊田市	名古屋市
水洗化率（R4年度）	75.6%	78.9%	70.0%	92.5%	65.5%	97.5%	94.1%	99.8%
処理区名①	単独公共・ 東部処理区	流域関連・ 日光川上流 処理区	単独公共	流域関連・ 五条川左岸 処理区	単独公共・ 日光川 処理区	単独公共・ 野田処理区	流域関連・ 矢作川 処理区	単独公共
整備開始年度	昭和32	平成2	平成2	昭和48	-	昭和6	昭和45	明治41（認可）
水洗化率	94.1%	81.2%	70.0%	92.5%	82.2%	97.9%	95.0%	99.8%
処理区名②	単独公共・ 西部処理区	流域関連・ 新川西部処 理区			流域関連・ 日光川下流 処理区	単独公共・ 中島処理区	流域関連・ 境川処理区	
整備開始年度	昭和32	平成29			-	昭和43	昭和50	
水洗化率	96.5%	11.0%			54.7%	97.3%	91.8%	
処理区名③	流域関連・ 日光川上流 処理区					単独公共・ 富士処理区		
整備開始年度	平成2					昭和58		
水洗化率	64.4%					100%		
処理区名④	流域関連・ 五条川右岸 処理区					流域関連 処理区		
整備開始年度	平成5					昭和53		
水洗化率	58.2%					97.6%		

事業開始からの経過年数によって水洗化率の増加傾向がある。一宮市には、整備がほぼ完了している単独公共下水道の処理区と、平成初期に整備を開始した流域関連下水道（県の整備に合わせて進めている）の処理区がそれぞれ存在している。

7. 下水道使用料の設定

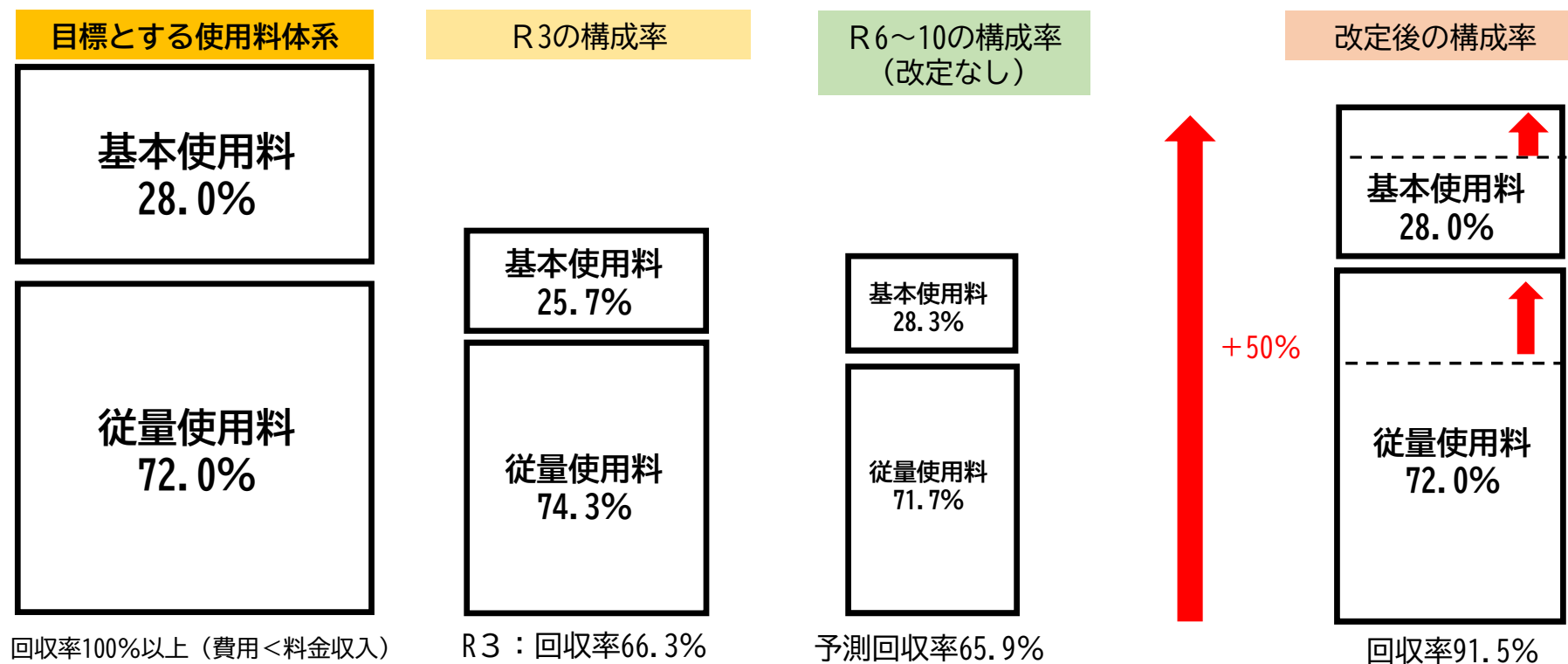
7-2. 下水道の使用状況(使用料)



7. 下水道使用料の設定

7-1-2. 現行の使用料体系と将来の使用料体系

- ・ 現行の使用料の設定では費用の回収はできていないため、税金での補てんを続けている。
- ・ 現在も整備途中であるため新規接続者の増加と既接続者の水量の減少、それぞれの影響を受けているため水道事業ほど悪化しない。
- ・ 現行の使用料体系は、基本使用料と従量使用料の構成率が目標に近いので、これを維持しつつ回収率の改善を図っていく



下水道使用料改定パターン

パターン比較（一般用）

パターン	基本使用料/従量使用料 構成率	基本水量	基本使用料	従量使用料	特徴
①	基本使用料 従量使用料 28.3% 71.7%	なし	定率50% (R6:25% R8:20%)	定率50% (R6:25% R8:20%)	・大口の使用者ほど1m ³ あたりの増加額が大きい
②	28.3% 71.7%	//	定率50% (R6:25% R8:20%)	定額33円/m ³ (R6:18円/m ³ R8:15円/m ³)	・1m ³ あたりの増加額が一定
③	42.8% 57.2%	//	定率 149.6% (R6:77% R8:41%)	なし	・水量の少ない使用者の増加額大 ・経営面では安定 ・水洗化率が低いため不公平
④	21.2% 78.8%	//	なし	定額50円/m ³ (R6:26円/m ³ R8:24円/m ³)	・人口減少（水量減少）の影響が大きい